

第二十六回国会
衆議院

地方行政委員會議録第二十一号

昭和三十三年四月十日(水曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

委員長 門司 亮君

理事 龜山 孝一君 理事 永田 亮一君

理事 吉田 重延君 理事 川村 継義君

青木 正君 唐澤 俊樹君

川崎末五郎君 櫻内 義雄君

徳田典吉郎君 丹羽 兵助君

渡邊 良夫君 今村 等君

加賀田 進君 北山 愛郎君

出席國務大臣 田中伊三次君

出席府政委員 小林與三三君

官(自治庁) 財政部長 柴田 護君

委員外の出席者 (総府事務官) 専門員 円地与四松君

本日會議に付した案件

地方財政法及地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)

○門司委員長 これより會議を開きます。

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。質疑の通告がございますのでこれを許します。龜山君。

○龜山委員 公債処理の問題に關連して

たしまして、交付公債について大臣及び小林財政部長に質疑を申し上げたいと思います。

現在この交付公債が、二十七年以前及びその後の交付公債の発行の総額と、それから三十二年以降おおよそ年度別で元利償還の見込額を一つお伺いしたいと思います。

○小林(興)政府委員 交付公債は三十二年度までの総額で三百五十二億でございます。それから毎年の状況はまず百億ずつくらいふえていく見当でございます。三十一年度の末には大体四百五十億見当になりはせぬかと一応考えております。この償還費は三十二年度で元利合計三十五億、三十三年が四十七億、それから六十七億、七十九億、こういう式でだんだんふえて参ります。そのうち利子が三十二年度は二十八億、三十三年度が三十四億、それが三十九億、四十三億、四十七億、五十億、五十三億、こういう形で累増していく傾向にございます。

○龜山委員 ただいま財政部長から御説明がありましたが、その資料を一つわれわれ委員に、非常に参考になる資料であるし、今後の公債処理に關して私たちが非常に考えなければならぬ問題が多いと思ひますので、ぜひ一つお配り願ひたいと思ひます。

そこで次にお伺ひしたいのは、今度政府資金については、たしか六分五厘を六分三厘に二厘引かれるということでありまして、ところが交付公債の利子に対しては一体どういふ見込みか、

その点の一つをお伺ひしたい。

○小林(興)政府委員 今龜山委員からお話の通り、政府資金の部分が六分三厘に引き上げられて、利率引き下げの方針がきまりました以上は、われわれといたしまして、交付公債の利率の引き下げについても、何らかの措置を当然とつてもらわなくちゃいけない、こういう考え方で、今大蔵省に事務的に折衝いたしておるのでございます。交付公債の利率は、現在政府資金と同様に六分五厘、こういうことになっております。現在の建前は一応直轄事業の分担保金は交付公債で納める、同じ交付公債なんだから普通の地方債並みの利率を払うべきだ、こういう前提で一応六分五厘としましておるのでございます。しかしながら政府資金の方の利率を引き下げましたに引きましては、われわれは二厘程度の引き下げでは、とても公債費の問題から考えましても事業の性質から考えましても適當だとは思ひなかつたのでございまして、これらは政府の資金運用部の金を貸しておるわけでございまして、当然資金コスト等の関係もあつて、ある程度で妥協せざるを得ない、二厘が今のところぎりぎりである、こういうことになりましたので、自治庁といたしましても、これはやむを得ず六分三厘というところで一応了承いたしましたのでございます。しかしながら交付公債の問題につきましまして、そういう問題がないのでございまして、要するに直轄事業の分担保金なんだから、その分担保金の国

への納付方法という考え方がとれぬか。これを分割納付する、こういう考え方をとれば、利子は何も払わなくたっていいじゃないか、現にその事業につきましまして、土地改良法あたりで住民から分担保金をとる場合には当然年賦でございまして、利子は取つておりません。でありますから公共団体につきましても同じふうな考え方がとれないか。ただ一時に払うべきものを延納するんだから利子を払え、こういう理屈が大蔵省にございまして、今直ちに話はなかなか簡単に進んではおりませんが、これにつきましましては六分三厘まで下げるといふ理屈もさらさらない。全部無利子でしかるべし、そうでなくて名義だけだといふならば徹底的に下げなければ筋が合ふんじゃないか、こういうことで今事務的に折衝を続けておるところでございまして、本年度の予算の上におきましては、一応従前の利率で大蔵省としては歳入を見込んでおるはずでございまして。

○龜山委員 今伺いますと、政府出資の方は資金運用部の関係もあつて六分三厘、二厘だけ引いた。ところで交付公債の方は当然これは歩調を合わすという今のお話のように直轄事業の分担保金という性質から申しますれば、当然私は無利子がしかるべきである。まあ、いろいろ折衝しておるといふことでありますが、大臣は一体これをどういふふうにお考えになりますか、今度は大臣のこの問題についてのお考えを一つ

お伺ひしたい。

○田中國務大臣 交付公債はその性質から考えまして、公債返済の考え方というものはいろいろの角度がございまして、最もあり合理的な考え方といたしましてはなしくずしというか、崩壊をすることが、一番無理がない見方であらうと存じます。そういうことになりま

すと、一体交付公債から一般の公債同様の六分五厘の利息を国家がとつておるといふようなことは、全くわけのわからぬことである。こう考えまして、一応重要事項であると考えますので、閣議に持ち出してこれに対する政府の方針をきめたい、こういう念願でござい

ますが、まずものの順序をいたしまして、これが私が閣議に持ち出して、まず事務當局から大蔵事務當局に交渉をなさしめていくということが順序としてはよろしいのではないか、こういう信念を持ちまして、ただいま部長から御説明申し上げましたような方針によりまして大蔵事務當局と折衝中でございます。やがてこれがうまうま参りましても、うまう参りましても閣議の席にこれを打ち込みまして、ここで公平な立場から方針をきめてもらいたい。その方針は申し上げるまでもなく無利子で行つてしかるべきである、こういう考え方で実現に最善の努力を払つてみたい決心でございまして。

○龜山委員 大臣の御決心を伺ひましてまことにわれわれは意を強くいたし

ます。元来大臣が地方債処理の問題の前に、当然これは取り上げられるべき性質のものだと私は思っておった。今度の交付税の繰り上げによる公債処理という問題もありまされども、むしろ公債の処理としてはこれがある意味で一つの大きな柱でないかとさえ、われわれは思つてございまして、今のお言葉のように無利子にして、そうして年賦納付でこれを償還していくというようなことを一つぜひお考え願つて、今の十月か九月にできます地方債、ことに交付公債の問題を処理願いたいと思ひます。

これは小林財政部長にお伺いします。が、大体三十二年以降利子はどうかうふうになりますか。大体の数字があれば一応本年度以降四十年くらいまでの利子の概況を一つお伺いしたい。

○小林(興)政府委員 先ほどちよつと申し上げたはずでございまして、三十二年度が二十八億、それから順に申しますと三十四億、三十九億、四十三億、四十七億、三十七年度で五十億を越しまして、三十八年が五十二億、五十四億、五十五億、四十年度には五十五億九千万円、これは一応今年度同様百億円ずつふえていく、こういう前提で計算してありますが、最近の直轄事業の伸びを見ますと、これは去年よりも飛躍的にふえております。三割もふえております。今後直轄事業の伸び方が飛躍的に伸びていけば、この数字はもっとふえていくだろうと思ひます。それからもう一つの問題は、直轄事業は府県の財政力にかかわりなく国の立場で仕事を上げまして、そうして大きな河川などをかかえておるところでは、集中的に現われる現象でござい

まして、地元の府県にありましては、この分損金の負担は非常に大きなものであります。根本的には、直轄事業の負担率の割合自体をどうするか、こういう問題が私は一方にあると思ひます。国が責任を持って国の立場でやる必要があるから、全額国で持つていじやないかという理屈さへあるくらいでございまして、分損金について利子までとることになつてくると、問題は、これくらいのことでは当然考えていじやないかという考え方も成り立ち得る問題だし、またその程度ぐらゐのことは考えてやるべき問題じやないかと、われわれは事務的に考えております。

○亀山委員 そこで、もしお手元に何か資料がありますならば、この際各府県別に簡単に調べ願ひたい。おそろく東北その他、いわゆる財政に困つておられる県はどの重圧が多いのじやないか、かかり方が多いのではないかとさえ私は思ふので、大体の概況をこの際お答え願ひ、詳しい資料は先ほどお願いしたのと一緒にわれわれにお示し願ひたいと思ひます。

○小林(興)政府委員 各府県別につきましては、一応現三十二年の現償額だけの差がございまして、これで大体の格好がわかると思ひますが、これにつきましては、現償額が十億以上を越えておる大きなものを拾ひますと、岩手、宮城、秋田、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、富山、長野、静岡、愛知、大阪、それから福岡、こういう程度の数字であります。そのほか、八億とか九億台には、山形とか福島とか群馬とか、それから高知とか、そういう貧弱団体が相当そろつております。そ

れから団体の財政力バランスを考えますと、大体において未開発の地帯に集中的に現われておるといふようなことは、大體していえると思ひます。この資料はありますから、すぐにお配りいたします。

○亀山委員 大体の様子を伺ひまして、私も伺ひました。今度地方交付税の問題に関連して、公債費、地方債の処理という問題を何とか取り上げるという一環として、この問題をぜひすみやかに研究したいと思ひます。そこで、今の資料をなるべく早くお示し願ひたい。

これで私の質問を終わりますが、この問題につきましては、われわれ大臣の今の御所信に非常な期待を持っておりますので、大臣におかれましては、この上とも十分御高配を賜りますようお願い申上げまして、私の質疑を終ります。

○門司委員長 川村君。

○川村(慈)委員 私はこの際再建団体関係の問題、それから新市町村関係の問題等について一、二お伺いをいたしたいと思ひます。

今この委員会に提案されております地方財政再建促進特別措置法の一部改正ということ、再建団体が起した退職手当償、それについて承認を受けた日以後においての退職手当償については、財政再建債とみなして利子補給をするというふうなことになつておるようでありまして、実は今の再建団体の適用を受けておる地方団体が、これくらいのことではとても浮び上れないというふうな心配もありますし、政府としてはもっとも再建団体の対策というものを考えてしかるべきじやな

かつたかとわれわれは思つておるわけですが、たとえ前々からこの委員会でもよく質疑にも出ておつたようでございますが、今回の自然増収の問題等で、ずいぶん財政が好転しているところもある。そういうふうな関係等によりまして、再建団体に対する問題をいま一応考えてみる時期になつていゝんじやないか。また昭和三十年年度に赤字を出したところの団体もあるようでありまして、こういう団体に対してどうするか、あるいは二十九年度の赤字を出しておつて、再建団体としての適用を受けなかつたと申しましようか、受けなかつたと申しましようか、そういうふうな団体について、どのような対策を立ててやるかということなどは、やはりこの際考えてやるべきではないかと、こういうことを思つております。そこで一部改正で提案しております退職手当償の利子補給というところでは、どうもわれわれなまぬるな処置じやなかつたかと思ふのですが、こういう問題について、この後自治庁としてはどのような対策を考えていこうとしておられるのか。と申し上げます

のは、結局今までの方針というものを土合として、新しく考えるんじやなくて、現在の立場に立つてますます指導を強化していく。いい意味に解釈されるのか、どうもますます再建団体をしぼり上げていくようなよくない意味合に解釈されるかは別といたしまして、指導を強化してやつていこうとしておられるのか、そういうふうな方針というのか、対策を一つこの際まずお聞かせを願ひたいと思ひます。

○小林(興)政府委員 二十九年度の残った赤字の問題とか、三十年度新し

く生じた赤字団体等のことについてのお尋ねがございましたが、そういう点を一応まず先にお答え申し上げたいと思ひます。これにつきましては、三十年年度の決算をごらんの通り、だいぶ好転をしておるの事実でございまして、なにかつ三十年度に個々の団体にいつて見れば、相当赤字を出しておる団体は過去のものをしよい込んでいゝのだらうと思ひますが、これをどうするかというところは、実は自治庁の内部におきましていろいろ検討し、議論があつたのでございまして、その再建特別措置法を改めるに當つては、そういう問題につきましても、何か方策がないか、いろいろ議論をしておつたのでございまして、今お話の通り、全般的に経済界もよくなつておりましたし、交付税も十分とはいひながらある程度伸びておりますし、従来の状況とはだいぶ事態が變つておる。そこで一応そういうものにつきましても、ことしさつそく実情をよく調べて、再建団体になつておるものは一応筋道が乗つておりました、これは今後の運営の問題の方針はまた別にございまして、ともかくも財政再建の見通しはついていゝる。そうでない、道に乗つておらぬものは、相変らず大きな借金返済に困つておるというところがあるのであります。それらにつきましても、今申しました通り、苦しい実情をもう少し調べまして、そうしてはおつておるいいか、あるいは今の再建法のような考え方を、もう少し拡充して考えるかというふうな問題を検討して、また御相談を申し上げたい、こういう考え方でおるのでございまして。

それからなお、再建団体そのものにつきましても、財政の再建という意味から申せば、一応軌道に乗っておくことは事実でございます。そこで、そういうものが今後非常に増取等があった場合に、再建計画をどう扱っていくかという問題が一つございます。結局そのうした大きな自然増収等があった場合には、それは再建計画の上でどういうふうに振り向けていくかという問題でございます。これはわれわれ自身も今さうよく検討中でございます。三十二年度の交付税の配分の基準等がきまれば、当然三十二年以降の基本的な計画変更の問題が起ってくるのでございまして、その場合におきましては、公債費の問題も不十分ではあります。八十何億の対策もできておりますし、そういうものを基礎にして、もう一度計画を練直すという必要が当然出てくるだろうと思っております。ゆとりがあるから計画年度を短縮しろとか何とかいうことを自治庁としては今すぐ申すつもりはありません。ただ団体によって早くけりをつけたいという団体もございまして、現に計画年限を短縮しておる県もございまして、われわれといたしましては、そこで強制的な気はないのでございまして、むしろ今の計画に、形式上バランスは合っているが、実態的に無理のあるものが現にある。その無理をある程度緩和していく必要がある。それからさらに計画上のバランスさえも、実は合っているようで合っていない再建計画もあるのでありまして、計画をちょっとごらんになりまして、すぐに単年度に赤字をだんだん出して、借りかえでも

しなければならぬという計画を作った、それから公債費の伸びや何かで、仕事を計画の上からでも考えようのないうら削っておる県があったりして、どうしても計画の是正を考えなければ動きがつかぬという県も実はございます。そういうふうには、計画自体が形式的にも無理のあるようなものは、当然私はまず直していかねばいかぬじゃないか。そうでない、なおゆりのある県につきましては、無理のある行政もある程度緩和していくという方向で行かなければいかぬじゃないか。そこらの割り振りや申しますか、かね合という問題につきましては、今の財政措置がそれぞれ各県に具体的にどうなるかという措置も見定めまして、われわれといたしましては三十二年以降の計画変更の方針を定めたという考えでございまして、

○川村(継)委員 大体、再建団体としての承認を受けたものが五百六十余りあるようでありまして、これらの団体の中には、もちろん再建債を発行してない団体も幾つかはあるはずであります。こういうようなことで、一応自治庁として地方団体の財政の再建が軌道に乗ったというような、ただそれだけのことで安んじておられることではございませんけれども、そういうことでは再建期間の短縮をねらった処置をとっていくということになりますと、これはまた今財政部長からお話がありまして、地方団体が苦境に追い込まれていくのじゃないか、確かに私たちもそう思うわけでありまして、今財政部長の話にありまして、私たちが

もこの際もう少し大乗的な立場から、今の再建団体を持っておる計画の変更を考えてやるということが必要じゃないかという気がいたすわけです。今その理由につきまして財政部長は、数字的に考えた場合、あるいは形の上から考えた場合に、そういう必要も生まれてくる、こういう意見があったというのであります。当然三十二年度というものは地方の団体といたしましては、再建計画を大きく変えなざるを得ない要素が重なってきてもおもうのですが、そういう点ははっきり、項目的にでもいいですからあげていただければ、どういふ問題が横たわっているのか、それをお聞かせいただきたい。財政計画といふものは当然変更されねばならぬ。これについて今お話をうけたにた形式上の数字的な面からでなくとも、もう少し根本的な大きな問題が横たわっているか、そういう点はどういふものがあるか、それを

○小林(興)政府委員 これはごもっともでございます。個々の団体の実態的な問題に入り込まなければいけない問題があるかと思ひますが、われわれといたしましてはとりあえず、予算の実体もきまらぬものから、三十二年度中におきましては、いわば骨格予算という形で、一応各再建団体が予算を組んでおるのでございまして、歳出の面が一番大きな問題は、このベースアップの問題で給与改訂の基本がきまらぬものだから、きめようがない。それからもう一つ、府県の特に指定事業の問題があるのでございまして、指定事業の扱いをどうするか、こういう問題が府県だけでなく、市にも町村にも

あるわけです。それが予算の上におきまして一番未確定の問題であつたので、それからもう一つ、今度交付税の配分の問題がございまして、単位費用は別途交付税法で御審議願っておりまして、なほいろいろな補正の問題がございまして、そういうものにつきまして、特に未開発地帯の補正問題といふものを今後どう考えるか。その投資的経費と消費的経費の振り合いの問題なども考えて、この交付税の配分がある程度めどが立たぬとしまらぬじゃないか。それからもう一つは公債費の問題でございます。公債費は一部交付税法が改正になっておりますが、それが個々の再建団体の公債費にどういふ影響があるか。この具体的な見通しをつけないといけないか、ないかと思つておるのでございまして、大体そういう問題が大きい確定いたしましたれば、個々の県につきまして見通しが立つてくるのでございまして、それでございまして、今申しました給与改訂の問題とか、その上にさらに勤務地手当をどうするかという、国会で修正の御議論もありまして、こういうものの影響も考えていかなくちゃいけないのでございまして、そういう要素が確定をすることが一番大きな問題です。それにやはり各府県の単独の仕事の問題がございまして、たとえ行政整理を今後一体どうやっていくか、あるいは施設、学校の統廃合の問題などが一応ございまして、そういう統廃合がどれだけ可能であるかという問題もございまして、それから一般にいろいろな消費的経費を圧縮いたしております。それだけでない、単独事業なども圧縮をいたしておりますが、そうした事業の圧縮とい

うものが適当であるかどうか。これほどの程度再建計画の完全なる完遂と見合いながらやっていくかという問題があるかと思ひます。さらに見れば、増税の問題が一方にあらうと思ひます。やはり再建計画をやるために増税をする。標準外とかあるいは特別の法定外の税を起しているところもありまして、その率の問題などもあり、また一方で減税を言っているのに、一方では相変らず増税かという問題も、地方的には大きな問題だろふと思つております。そういうような問題を総合的に考えていく必要があらうと思ひます。それにつけても、先ほどちょっと申しました通り、計画自体がんで無理でおかしいところとは、計画自体を形式的に直さねといかぬ。後年度で相変らず赤字がふえて借りかえをやったり、形式上にも全く極端に仕事を押えたりしているようなものは、計画自体をまず形式的によくしなければならぬ。さらに実質的にどれだけよくなるかという問題があらうと、団体によって、たとえば兵庫県のようにも、税の自然増がめちやにあるところもありまして、そうでないところは、増収々々と言つたつててもありつけないというところも、ありまして、それらの問題も振り分けまして、自然増で期待できるものと、交付税でしか期待できないところと、それから個々の団体で非常にひどいところと、ひどくないところと、もう少しふり分けて、三十二年度の要当なる、合理的なる計画変更の考え方をせよといひ、こう考えているのでございまして。

○川村(継)委員 これからの大体の計

があるかどうか。これは少しも合理性がないのじゃないか。だんだん国全体の公共事業が伸びて参りますと団体自体の活動が伸びて参りますから、再建団体だって一般の団体並みに仕事を伸ばしていくのが当りまえじゃないか、こういうことでわれわれとしてはむしろ仕事全体の国の予算の伸びと並行して、あのレベルというものを再建団体についても上げるべきじゃないか、これが基本的な考え方であります。再建団体は大体において後進地帯でありますから、その後進地帯の仕事を押えれば、再建期間が七、八年もたったらとんでもない開きが生じまして動きがつかないと思うのであります。そこで普通の団体並みに基準事業を伸ばさなければいけないのじゃないか、これが基

それからもう一つは、過去の一定時の基準をとりますと、団体間によって非常なアンバランスが生ずる。たまたま仕事をやった県とやらぬ県とに違いがありまして、これはいかにもおかしいので、むしろ何かあるべき姿、その分量というものが考えられないだろうか、こういう県ではこれだけの仕事をしてしかるべしというような基準がとれないだろうか、ここに一つの苦心が

あります。これは今私の方では交付税の配分に使っております建設事業の基準需要額を基礎にして考えられないだろうか、あるいは過去とあまり食い違ってもいけないから、その間適当に調節をして基準を作らなければならぬ、これが一つでありまして、大蔵省と今折衝しておる問題がそこに一つあ

それからもう一つは、一般の市町村においては、今申しました過去の基準というものは、てんで理屈に合わないのをごいまして、市町村によっては、今後特定の仕事を急にやろうとしてその仕事の比重が非常に多いところは、過去のいかにを問はず考えてやったらいいじゃないか、三倍になろうが五倍になろうが、考えてやったらいいじゃないか、こういう考え方をとりまして、これは、市町村の事業量というものとして、新しくできる仕事の比重というものを考えて、自治庁が個別的に指定をしてやる、こういうような考え方で市町村の問題を考えられぬか。さらにもう一つは直轄事業の問題がございまして、直轄事業の問題は国の立場で

それから、今新市町村の問題が出ましたので、これについて一つお伺いしたいと思いますが、先ほどもちょっと申しましたように、合併によつて、及び合併前のいろいろな問題によつて、赤字をかかえ込んでおる合併町村がたくさんあるわけです。これらについての問題も残っておりますが、特にわれわれが期待をいたしております、新市町村建設促進のための費用、これは一つことはたくさんもらえるだろうと思っておりますが、新市町村建設促進費用としては十四億五千四百萬円でございますか、それだけが今度出ておる。これだけでは、当初考えられておつたものよりは非常に額が少

○小林(興)政府委員 府県分と市町村分との割り振りは、今川村委員おっしゃった通りだと思います。それで、市町村分の割当につきましては、実はこれは行政部の所管でございます。行政部の方で今案を考えておりますから、案がきまりましたら一つ行政部長の方から報告したいと思っております。これは新市町村建設促進法に書いてあります通り、われわれの気持としてはしましては、なるべくそんな縛らずに、くだらぬことをあまりこまかく言わずに、あの法律の趣旨に適合する限りは、それぞれの市町村の自主的建設計画を基礎にして配るようにしたらどうだ。少くとも私はそういう気持で、向うの方に希望を申し入れておるので

れはこのまま見送るわけにいかぬじゃないかという気がするわけです。同時

のとして、農漁山村の総合対策費とい
うものが二十八億余り、予算に計上が

できております。これを合すると三十五億。今度は通信関係でございますが、郵便局の統合費——これも学校、役場等の統合とあわせて、新市町村育成のためにどうしても大事なものであるのでございますが、この郵便局の統合の経費が九億ばかり出ております。それからもう一つは、電信電話公社の関係でございますが、電信電話の統合費というものが三十五億内外出ておるのであります。こういうものを合しますとこの金額だけで七十九億内外に及ぶという状況でございます。

それからさらに今後の施策によるわけでございますが、地方起債でございます。この地方起債分を、特に新市町村の育成ということに限ってどの程度許可をし得るかということでございますが、大体だいたいの私の見通しでは、四、五十億は特にこれに対して地方起債が出るのではないかと、こう考えておる点がございます。

それからもう一つは、当然法律でやることではございますが、交付税の範囲のきめ方でございます。これは単位費用でまかなっておることはあるけれども、新市町村育成の分につきましては、特にこれに対しては特別交付税等の苦心を払うということをいたしますと、三十一年度の実績を今御質問を聞きながらちょっと調べてみたのであります。三十一年度におきまして一般会計が百三十五億、特別会計が十五億、合計百四十九億内外のものが新市町村育成に役立つものとして出ておるわけでございますので、三十二年度におきましては少くとも百五十億以上は考え得るもの、こういうふうに

交付税の面においても期待し、これを實現する決意を持っておるわけでございます。そういうわけでありますので、他省庁との関係分並びに本年直ちにを行います交付税の関係、地方起債関係、こういうものを合して相当金額に上りますものを総合的に活用して参ります場合は、直接の予算面に示された十四億六千万ということでは、もの足らぬことは事実おわびにたえない点でございますが、何とか相当な勢いをもって新市町村の育成に貢献のできるもの、こういう考え方を持っておるわけでございます。

○川村(継)委員 今大臣からいろいろ御説明がございましたが、それでは私は私は納得しかねるわけであります。もちろん文部省関係あるいは農林関係、郵政関係等、全部合しますと建設関係の費用は国から九十五億くらい出ておる。ところが私が聞いておりますのは、新市町村建設促進費の補助費が十四億ほどであつては、だめじゃないかということなんでありまして。と申し上げますのは、一体この新市町村の補助金というものは、一体この新市町村の建設費の費用が要するわけでしよう。また建設計画の調整という非常に大きな問題を考へておるわけですが、それから建設関係の設備施設費用ですが、たとえば支所とか出張所の統合であるとか、道路の問題であるとか橋の問題であるとかいう、そういうことを考へておるはずであります。そうなりますと、そういうものだけでも、いわゆるほんとうに促進するための補助費として、政府は当初新市町村関係だけでも六十四億というものを大体考へたはずだ。それを全部合して十四億しか組んでない

でしよう。それは今の文部省とか郵政省とかはほかのこととして、それは住民の仕合せにはなつて参りましても、實際促進の補助としてぜひこれだけは必要だという直接関係のある補助金としては、実に大きな開きを来ましておるわけであります。大臣は少なかったとおっしゃる、これは實際お説の通りだとも申しわけない、こうおっしゃるのですが、それだけではこれは済まされない問題だと思ふのです。それで私は実はこまかなことは行政部長の方から説明が聞けるということでありまして、から、きょうは聞かないつもりで、おたわけでありまして、そのように大臣がございまして、今言つたような新市町村に建設費のある建設費の費用をどのくらい考へておるのか、あるいは建設計画の調整費を一市町村当り幾らと考へて、どのくらいの市町村を対象にしておるのか、こういうことを考へていきまして積み重ねてみなければ、新しくできた新市町村育成のことにはならぬのではないかと考へておるのです。そこでそういう点を考へて、今大臣は、十四億六千万くらいあれば、ほかのものを全部ひくくるとして、持ってくるから差しつかえないという御意見であります。それは私としてはどうも納得いかない、こう思ふのですが、重ねて大臣の御所見をお聞きしたいと思ひます。

○田中(国務大臣) 今御説明を申し上げましたように、十四億六千万という金額をもつては足りないといふことは、私が白状をして手をついておるわけなんです。それでこれは衆参両院の予算委員会ではかなりなんです。何をしておったかということ、これ

は毎日々々あやまつてお願いをして、それでよからうといふことで判をついていただいて予算が成立した、こういうことなんでありまして。そこで問題は成立いたしました予算を、今お言葉をいただきましたような各部門の方向に、どの程度に金を持っていく考えかという具体的な計画内容であります。この問題は予算の成立早々から着手して具体的な立案をいたしておりまして、から、いづれ行政部長の方から詳細にわたつて御説明を申し上げることにいたします。

それから申しわけないことは、申しわけないことは事が済まぬので、それもよくわかつておられますので、来年度で私がおるからぬかわかりませんが、これに対して十分協議をいたしてもきき打つておるわけであります。将来の問題につきましては、この点については遺憾なきを期して十分に力を入れていきたいと思ひます。

○川村(継)委員 それでは今の内容の問題につきましては、またいづれ行政部長からお聞きすることにいたしますが、先ほどもお聞きいたしました第二の問題であります。こうして十四億五千四百万円を発足を、そうすると合併の市町村は計画調整もある程度やるとして、あるいは道路とか支所の統合廃止とか、そういう問題も手をつけるであります。そういう問題も手をつけるであります。新市町村として同様なことと言へると思ふ。それで三十二年に自治庁としては地方起債の許可について、どのような方針を持っておるか。これはあるいは前に話があつたかと思ふのですが、大体の方針を三十二年の方針と対比しながら説明していただきたい。まだはっきりしたものは

と考へるのですが、こういう点はいかなものではない。またそれが出て参りました場合には何か方策があるのか、その点を一つお聞きしておきたい。

○小林(興)政府委員 実質的に狂いと申しますのは、結局個々の団体の仕事のやり方の問題でありまして、私たちが率直に申しまして、財政計画上一応新市町村建設費として見ておるもの以外に、新市町村がやるに違ひないと思ひます。これはそれぞれの仕事に、新市町村建設に重点的に運用されるという問題だと思ひます。それで財政計画そのものに狂いがくるといふ問題ではない。個々の団体の経営の問題でありまして、われわれといたしましては起債やその他の面におきましては、先ほど大臣から数字をあげられましたが、必ずしもそれにこだわらずに、できるだけ新市町村を中心にして起債をつけたい、そういう考え方を持っておるのでございます。

○川村(継)委員 さつき私は再建団体関係の問題を、二と、それから今新市町村関係促進の費用の問題等についてお聞きいたしました。これらの問題を考へていきますと、当然起債の問題も考へていかなければならぬと思ふわけですが、その起債のやり方によつて再建団体としても非常にうれしうたり、残念がたりする事態も出てくるでしよう。新市町村として同様なことと言へると思ふ。それで三十二年に自治庁としては地方起債の許可について、どのような方針を持っておるか。これはあるいは前に話があつたかと思ふのですが、大体の方針を三十二年の方針と対比しながら説明していただきたい。まだはっきりしたものは

と考へるのですが、こういう点はいかなものではない。またそれが出て参りました場合には何か方策があるのか、その点を一つお聞きしておきたい。

と考へるのですが、こういう点はいかなものではない。またそれが出て参りました場合には何か方策があるのか、その点を一つお聞きしておきたい。

がきまつておらなければ、一応ここで御説明願える程度に願って、あとで起債の方針を一つ文書等でお示し願いたい、このように思うのです。

○小林(興)政府委員 許可方針につきましては今内部で検討中でございます。これは大蔵省とも打ち合せる必要がございますので、きまりましたらば文書で御報告申し上げたいと思ひます。

○川村(總)委員 大へん今のは簡単でございますが、税の自然増収がある、これは一応うなづかれるわけでありまゝす。交付税もあまり大きな増額ではないやうでありますが一応増額される、かういふやうなことが出てくる。それから財政再建団体の再建のめども、いろいろ問題はありますけれども、一応何かしらめどがついてきた、かういふことを考えて参りますと、三十一年度には作られておる許可方針というやうなものでは起債のワケといひますか、これは非常に制限があるわけですね。この制限を緩和する方向に持っていくのかどうか、それが一つ問題になるだらうと思ふのです。その点をついでに聞かせておいていただきたいと思ふのであります。

それから義務教育施設に対する起債であります、これは従来は六三制の分と単独事業の分とを別々に考えておつたやうであります、何かちよつと聞きますと、今度三十二年度は義務教育施設分の単独事業の分と六三制の分とは一本にして起債をつけよう、かういふやうなことを考えておるといふことであります、そういう点は一併その通りに考へて処置しようとしておるのか、この辺のところを一つ

この際聞かせおき願ひたい。

○小林(興)政府委員 地方債全体の問題は資料をお配りいたしてあります通り、ことしはともかくも地方債計画で一応のワケがきまつております。われわれといたしましてはそのきまつたワケのもとで配分をどう考へるか、かういふことで配分の案を検討いたしておるのでございます。率直に申しまして一般会計におきましては公債費をなるべく減らすというプリンシプルから総額が相当減つております。特に一般補助事業におきましてはその金額の減が目立っておりますので、この配分には私は相当苦勞が要るだらうと思ひます。おそろく個々の団体にしてみれば当然相当の異論があるだらうと私は思ひます。公営企業の方はふやしましたから、これはそれはそれだと思ひます、これはあれではないと思ひますが、それでもやっぱり議論があるし、特に電気あたりにつきましては、各県足らぬといふので非常に議論があるところでありまゝす。われわれといたしましては公営企業会計につきましては、これは資金のゆとりのある限り、あるいは年度の計画変更をしてでも、やはり必要なものは取るという考へでいきたい。一応はきまつたワケをとともかくも公正に配りたいという考へ方でおるわけでございます。そこで一般会計につきましては、私は起債をなるべく早く配りたい。できたら四月、五月、第一・四半期には災害とか、そういう問題以外は全部配つてしまふ、そういう方針で今作業を進めたいと思は思つております。ただこれにつきましては補助事業に關連するものが多いものですから、

各省の補助がきまらぬと配りようがないといふものがありまして、これが実はわれわれの方の悩みの種なのでございます。補助金の令達につきましても、ことしはせむ早くやろうといふので大蔵省を督促しておりますから、多少は従来よりも早くなると思ひますが、言うほどはんとどうにうまう早くできるかといへば、私はその点は懸念を持っております。そこでそういうものにこだわつておつてもしようがないから、むしろこつちが起債のワケを早く配ることによつて、逆にそつちも引張つていく態勢でいくのが筋じゃないか、かういふことでこの起債の配り方を今検討いたしておるのでござい

ます。そういたしますと、府県の方は私の方で一応直接見ますけれども、市町村につきましてはワケを一応作つてそのワケを県に与へまして、県で仕事が多もにやれるやうにしかも重点的、集中的にやれるやうなその配り方の基準だけをきめてやつた方が早いじゃないか。去年も大田市町村は府県にまかしてありますが、そういうわけで府県のワケを早くきめて渡したいと思つて、ここで細目の問題をどうこういふことでなしに、府県の実情に応じた判断にまかせるといふ考へ方ではないかと思ひます。学校の問題も学校の補助の問題とかからんでくるのでござい

ますが、それを一々待つておつては、こつちもなかなか始末つきませんので、むしろ今の正常授業はどうの、義務教育の増はどのやうのことを計数的に、文部省等で調べた数字の基準を基礎にして、そうして大体予算の基礎になつておる数字を基礎にして、各府

県ごとにワケを計数的に編み出して、そうしてそれを基準にして分けた方が早いんじゃないか。そうしてつける以上は、従来のように三人ふえたから零点何坪増敷が出るというやうな妙な補助金のつけ方などにならぬやうに、二教室なり三教室なるとして補助金をつける、かういふプリンシプルを作つて、一応ワケを早く与へる方が起債事業が円滑に進むんじゃないか、かういふ考へ方のもとに一応今作業を進めておるのでござい

ます。それでおそろく川村委員にもそういうことが耳に入つたのではないかと私は思つております。私もまだこまかいことをよく知りませんが、大体大きくはその考へ方を進めたいと存じております。

○川村(總)委員 補助事業に対する起債の問題あるいは義務教育関係のもの、そのほか収益事業等の起債について、いろいろ今検討しておられると思ひますが、さつき私が聞いたことの中に、再建団体に對して少し制限をゆるめてもいいんじゃないかといふ考へ方も出ておるわけですね。そういう点についてどう考へておられるかという点です。三十年度にも赤字を出したところあるいは赤字が減らぬでえらく多くなつてきておる。そんなところはなと思ひますけれども、あまり実効の上つていないといふやうな団体、そういう団体については何か特別考へる道があるかと思ひますけれども、さつき申し上げましたやうに、再建団体に對して、自治庁の指導よろしきを得たと申しますから、再建計画を自主的に果として作つてやる以上は、起債につきましては特別の制限というかそういうものは考へておりません。一般の方針にのつとて起債をつけていきたい、かうい

体の財源処置として、地域給の廃止に基いていろいろ特別の方法をとるといふことは、これは党の立場は別として、私はよく理解しております。しかしそういうことになっても、地方公務員は地方公共団体単位において問題を解決しなければならぬ。だから、そういう形が生まれてきて、四級地はそういう財源処置は要らない、あるいは財源が浮いてくるような場合があるかもしれないけれども、小さい町村の無級地のところは底上げしてみると町村単位で財源処置をしなければならぬ、こういう矛盾が起ってくる。だから国家公務員の地域給廃止の問題と地方公共団体個々に起ってくる問題は、私は違ふと思う。その点に対してどうするかという問題です。

○小林(興)政府委員 これは今お尋ねの通り、全体の財政計画のワタの問題と個々の団体との問題と違ってくると思ひます。だから個々の団体につきましては、動きがつかぬということがございまして、これはそつちが変れば当然交付税の配分で、それは当然義務的な支出でございますから、調節をせざるを得ない、こういうふうにご考慮しております。全体のワタとしては動きがつくという前提で、これは修正もお考えになつては存じております。

○加賀田委員 そうすると今申し上げたように、交付税で考慮するといふことは、結局地域給の廃止あるいは給与改訂に基いて新たな財源を必要とするのに、政府としては特別に財源処置をしないといふことですか、それをはっきりしていただきたい。今の場合は個々のゼロ級地等に対しての財源処置は交付税においてするかもしれないけれども、そのために交付税が他

の四級地あるいは三級地に減る場合が起つて参ります。交付税の総額というものはきまつてゐるわけで、その中で操作をするということですから、特別に増額される財源処置はないということになるのです。その点をはつきりしていただきたい。

○小林(興)政府委員 今お尋ねの通りの問題は、これはあるのでございまして、それをみな計算いたしまして、われわれといたしましては今年度の財政計画の方でまかないがつく、多少のロスは当然出てくるわけでありまして、けれども、その前提でたゞいま進んでおるはずでございまして、われわれもそういうことで作業を進めておるわけでございます。

○北山委員 時間がありませんから、一点だけ地方財政法に關連してお伺いします。問題は寄付金の問題です。地方財政法の四条の三、例の割当強制徴収の寄付金の禁止ですが、こういう条文があるのですが、大臣は寄付金の制限禁止については格別の御熱意をお持ちおられる。これは敬意を表するわけで、ところが問題は、地方公共団体なり国が寄付を直接にもらうといふ以外に、地方公共団体の府県、市町村の長あるいはその機関が、それ以外の団体の寄付金に協力をしてゐるという形が相当あると思ふ。それでなくとも、お祭、学校、あるいは消防とか、いろいろな寄付金が多い中に、共同募金その他の全国的な寄付金があるわけなんです。これは厳密には強制的ではないにしても、たとえば赤十字にしてみれば、知事が支部長であり、市町村長が分区分長であり、そしてその機関を通

じて寄付の割当があり、募集をしてゐる。共同募金もやはりそういう系統をたどつて、末端は行政連絡機関なり町内会なり、そこで割当をやつてゐる。一般の住民の中には共同募金にしてもその趣旨はよろしいけれども、どうも税金に準ずるくらい考えて、どちらからかといへばこんなものは、全国で十億程度ですか、一つ国の予算で出してもらつたらどうか、何もあつた大騒ぎをして胸に羽根をつけたりする必要はないのではないかと共同募金をやめてくれという声が相当あるのです。その他アジア親善協会とか明治神宮奉養会とか、たくさんございまして、そういうものを一体どういふふうにしつたらいいか。特に地方公共団体がこういう団体の寄付募集に關係をして協力をしていくという姿は、私はどうも適當でないと思ふのですが、大臣はどのようにお考えですか。

○田中(國務)大臣 お言葉の最初にございまして住民に対して割当強制徴収を禁止するといふ法律の条文は、ただ一條あるわけでございます。一体寄付の行き方が、団体と団体間、あるいは自治体と民間団体との間において寄付の協力をし合うといふことの負担が、どの程度にまでなつておるかといふことについて、目下自治庁で調査をやらしてゐるわけでございます。この調査をいたしまして以後、これに対して調査をいたしておるわけでございますが、どういふ実態になつておるか、驚くべき金額に上つておるのではないかといたしたいの見通しでございます。やがてこれは詳細にわたりますしたならば、ここに御報告を申し上げます。こういう団体と団体間の寄付協力、その団体から地方民間

団体に対する寄付協力、その自治体から申しますと、国内の他の団体に対するか、あるいは民間の団体に対するか、とにかく自治体の会計から金が出る方の寄付でございます。そういう意味の寄付に対しては、これは法律をもつて断固禁止する道がある。あるいは消防協会とか何々協会とか、こゝで一々名前をあげることは御迷惑と存じますが、その協会で協力と称して、どこそこの市において盛大な宴会を開いて、そこで会議をする。旅費、日当から一切のものが割当金から出てゐる。これは膨大なものになるのではないかと、これは見通してございまして、こういうものはいやくもこれから先の自治体の出納経理といふものは、これを明瞭にするにとりまして、住民から徴収をいたしまして血税の使途は予算に計上して明瞭なものにする、そうしてそういう方向に金はいやくも出さるべきものではない、こういう見解に立ちまして、腹をきめまして材料として、その実態をつかむために目下努力をしつゝあるという事情でございまして、相当な資料がまとまり次第御報告を申し上げます。

と行われておる。これは税金は払わな

い得てくれといつて、差し押えをしてもらふ道もある。ところが實際この種の寄付は町内の顔役から言われると、税金以上の税金としてこれを出さなければならぬといふ苦痛な負担となつておるといふことが、その実態でございまして。その地方々々によりまして、いづれにいたしまして、こういう慣行が行われてゐる。あるいは今度

は民間から地方自治体に対するものでなしに、民間から民間の寄付というものがあつた。たとえばお寺であるとか、神社であるとか、仏閣であるとか、お祭のたびごといろいろな寄付を行はしめるというふうなものを、いかに規制すべきかといふことでございまして、この問題は憲法の条項にも抵触する点がいささかあるかと存じます。自分の財産を自分が好んで処分をする、そうしてこれを自治体に寄付をする、あるいは民間のお寺であるとか仏閣であるとかいふところに寄付をする、あるいは記念物の史跡保存をするために経費を集める、こういうことから、自己の財産を自己が処分するといふことまで禁止することができるといふか、こういう問題が多少あるかと存じます。この点は慎重にやりま

